

3 免許申請書記載例

◎ 各面共通

- (1) 申請元の「近畿地方整備局長・大阪府知事殿」は、いずれかを2本線で抹消してください。
- (2) *印欄は記入しないでください。
- (3) 記入にあたっては、黒色のボールペンなどで記入してください。
- (4) 法人の場合、商号・所在地は、商業登記簿に登載されているとおりに記入してください。
- (5) 「住所市区町村コード」の欄は「市区町村コード表」（88ページ参照）を参照してください。大阪府以外の市町村は、空白で構いません。

※ 「住所又は所在地」の欄の記入にあたっては、次の区分に従い記入してください。

① 政令指定都市（大阪市、堺市）の場合

例 「大阪府中央区大手町1丁目2番22号」

市区町村コード	2	7	1	2	8	大阪	都道府県	大阪	市	郡区	中央	区	町村
住所または所在地	大	手	町	1	-	2	-	2	2				

区まで記入

④ 政令指定都市以外の市の場合

例 「岸和田市岸城町7番1号」

市区町村コード	1	4	2	0	2	大阪	都道府県	岸和田	市	郡区		区	町村
住所または所在地	岸	城	町	7	-	1							

市まで記入

⑤ 郡（町村）の場合

例 「豊能郡豊能町余野414番地の1」

市区町村コード	1	4	3	8	4	大阪	都道府県	豊能	市	郡区	豊能	区	町村
住所または所在地	余	野	4	1	4	-	1						

町まで記入

免許申請書

(第一面)

宅地建物取引業法第4条第1項の規定により、同法第3条第1項の免許を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和〇年 〇月 〇日

~~近畿地方整備局長~~

大阪府知事 殿

申請者 商号又は名称 株式会社建振プランニング
郵便番号 (559-8555)

主たる事務所の 大阪市住之江区南港北1-14-16
所在地

氏 名 咲洲 太郎
(法人にあつては、代表者の氏名)

電話 番号 (06) 6941-0351
ファクシミリ番号 (06) 6210-9731

更新のみ記入、更新は有効期限の30日前まで。

受付番号

受付年月日

申請時の免許証番号

*

*

()

(有効期間：平成20年6月26日～平成25年6月25日)

- 免許の種類
- 1. 新規
 - 2. 免許換え新規
 - 3. 更新
- 更新のみ記入、更新は有効期限の30日前まで。
- 免許換え後の免許権者コード

* 免許証番号	国土交通大臣 大阪府知事	() 第	号
* 免許年月日	年	月	日
* 有効期間	年	月	日から 年 月 日まで

項番 ◎ 商号又は名称

フリガナ	カ	フ	シ	キ	カ	イ	シ	ヤ	ケ	ン	シ	ン	フ	ラ	ン	ニ	ン
フリガナ	ク																
商号又は名称	株	式	会	社	建	振	プ	ラ	ン	ニ	ン	グ					

- 法人・個人の別
1. 法人
2. 個人

項番 ◎ 代表者又は個人に関する事項 個人免許業者は不要

役名コード	0	1	登録番号	2	7	-	6	0	0	0	0	-
フリガナ	サ	キ	シ	マ	○	タ	ロ	ウ				
氏名	咲	洲	太	郎								
生年月日	S	-	2	2	年	0	2	月	0	2	日	

取引士の資格を有する場合は記載

確認欄 *

姓と名は一文字空ける

項番 ◎ 宅地建物取引業以外に行っている事業がある場合にはその種類

兼業コード	0	5	建設業
兼業コード	1	1	不動産賃貸業
兼業コード	1	2	不動産管理業

◎ 所属している不動産業関係業界団体がある場合にはその名称 (※新規申請は記入不要)

所属団体コード	0	4	宅建協会 (加入:H20年 7月25日)
所属団体コード	0	5	全日 (加入:H20年 7月25日)
所属団体コード	5	0	(加入: 年 月 日)
所属団体コード			(加入: 年 月 日)
所属団体コード			(加入: 年 月 日)

更新申請は、いづれかを記入。

確認欄 *

◎ 資本金 (千円)

						1	0	0	0	0
--	--	--	--	--	--	---	---	---	---	---

億 千万 百万 十万 万 千

16ページ コード一覧参照

第一面

(1) 申請時の免許証番号

更新・免許換えのみ右詰めで記入し、新規申請の場合は記入しないでください。

27 (1) **12345** (大阪府知事(1)12345号の場合)

↳ 免許権者コード(88ページの表参照) ※大阪府は「27」です。

(2) 商号又は名称

- ① 商業登記簿に登載されている「商号又は名称」を記入してください。
- ② 「フリガナ」の欄は、カタカナで上段より左詰めで記入し、濁点・半濁点は1文字として記入してください。

(3) 代表者又は個人に関する事項

①「役名コード」

01	代表取締役(株式会社)	13	代表執行役(株式会社)	05	社員(持分会社)	11	相談役
02	取締役(株式会社)	14	執行役(株式会社)	07	理事	12	顧問
03	監査役(株式会社)	04	代表社員(持分会社)	08	監事	15	会計参与
						09	その他

※代表取締役が複数存在するときは、そのすべての方について「01」を記入

※農業協同組合法等に基づく代表理事には「01」を記入

②「登録番号」の欄は、宅建主任者登録をしている場合のみ右詰めで記入してください。

登録番号 **27** - **21111** - **1** (大阪府登録第21111号) の場合

↳ 登録都道府県(「都道府県コード表」88ページ参照)

③「生年月日」の欄は、次のように記入してください。(昭和55年8月16日生の場合)

生年月日 **S** - **55** 年 **08** 月 **16** 日

↳ 明治・M、大正・T、昭和・S、平成・H

(4) 「兼業コード」

01	農業	05	建設業	09	卸売・小売業・飲食店	13	サービス業
02	林業	06	製造業	10	金融・保険業	14	その他
03	漁業	07	電気・ガス・熱供給・水道業	11	不動産賃貸業		
04	鉱業	08	運輸・通信業	12	不動産管理業	50	兼業なし

※実際に収入があるもの、又は収入が予定されているもののみ記入してください。

(5) 「資本金」の欄は、法人のみ右詰めで記入してください。

商業登記簿に登載されている金額を、千円単位で記入してください。

(6) 「所属団体コード」 ※新規申請の場合は空欄です。

01	(一社) マンション管理業協会	10	(一社) 不動産協会
04	(公社) 全国宅地建物取引業協会連合会の会員である各協会	11	(一社) 不動産流通経営協会
05	(公社) 全日本不動産協会	12	その他
09	(一社) 日本ビルディング協会連合会の会員である各協会	50	所属団体なし

(第三面) 従たる事務所がある場合は、
事務所ごとに作成が必要

3 0

受付番号

申請時の免許証番号

※

(1)

項番

30

事務所の別	1	1. 主たる事務所	2. 従たる事務所	※ 事務所コード	<input type="text"/>	<input type="text"/>
事務所の名称	本店					

◎ 事務所に関する事項

31

郵便番号	5	5	9	-	8	5	5	5				
所在地市区町村コード				大阪 都道府県			大阪 (市) 郡区		住之江区 町村			
所在地	南	港	北	1	-	1	4	-	1	6		
電話番号	0	6	-	6	9	4	1	-	0	3	5	1
従事する者の数				7								

確認欄
*

◎ 政令第2条の2で定める使用人に関する事項

32

登録番号	<input type="text"/>	-	<input type="text"/>					
フリガナ	<input type="text"/>							
氏名	<input type="text"/>							
生年月日	<input type="text"/>	-	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	日

■ 代表者が常駐勤務できない場合は本店にも必要
 ■ 従たる事務所の場合は必ず必要(代表が従たる事務所に常駐
 →政令の使用人で登録必要)

確認欄
*

◎ 専任の宅地建物取引士に関する事項

役員等が兼務の場合も必ずそれぞれに記入

41

登録番号	1	4	-	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
フリガナ	サキシマ ハナコ										
氏名	咲洲 花子										
生年月日	S	-	1	2	年	0	4	月	0	4	日

確認欄
*

41

登録番号	2	8	-	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
フリガナ	ウミノ ヒロシ										
氏名	海野 博										
生年月日	S	-	4	5	年	0	6	月	0	7	日

確認欄
*

政令第2条の2で定める使用人とは・・・
 事務所の代表者で契約締結権限を有する者
 で、支店においてはいわば支店長、支配人に
 相当するような者であり、常時勤務する
 ことが要件となります。

41

登録番号	<input type="text"/>	-	<input type="text"/>					
フリガナ	<input type="text"/>							
氏名	<input type="text"/>							
生年月日	<input type="text"/>	-	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	日

確認欄
*

■ 従たる事務所がある場合は、事務所ごとに作成してください。
 ■ 従たる事務所について、支店登録がされていない場合は、「〇〇支店」の名称が使用できませんので、「〇〇営業所」または「〇〇店」等の名称としてください。

第三面

(1) 事務所に関する事項

◇この項は「事務所」に関して記入してください。

法人の場合で、「主たる事務所」（本店）については商業登記簿に本店として登載されているとおりに「所在地」を記入してください。

◇「所在地市区町村コード」は、88ページを参照してください。大阪以外は空白でも構いません。

◇「電話番号」の欄は、市外局番・市内局番・電話番号をそれぞれ「-（ハイフン）」で区切り、左詰めで記入してください。

◇「従事する者の数」の欄は、右詰めで記入してください（「専任の宅地建物取引士設置証明書」と「宅地建物取引業に従事する者の名簿」の従事する者の数と一致すること）。

(2) 政令第2条の2で定める使用人については、5ページを参考にしてください。

(3) 専任の宅地建物取引士に関する事項

① この項は、「事務所の専任の宅地建物取引士」に関して記入してください。

② 第三面に書ききれない場合は、第四面に続けて記入し、更に不足する場合第四面をコピーして記入して、次のページにとじ込んでください。

※専任の宅地建物取引士については、6ページを参考にしてください。

第四面

専任の宅地建物取引士が4名未満のときは添付不要

第五面

免許申請書の手数料

【手数料の具体的な納付方法】

○本庁（本館、別館及び咲洲庁舎）の手数料納付窓口（P o s レジ）では、令和2年12月22日（火曜日）より、現金の他に一部のキャッシュレス（クレジットカード、電子マネー、スマートフォン決済）によるお支払方法がお選びいただけます。使用できる決済方法等、詳しくは会計局のホームページをご覧ください。

→ (<http://www.pref.osaka.lg.jp/kaikei/madoguchi/index.html>)

○納付窓口の設置場所及び取扱時間

- ・府庁本館：1階りそな銀行大手支店内（9時～17時：銀行営業時間と同じ）
- ・府庁別館：1階玄関ホール内（9時15分～12時、13時～17時30分）
- ・咲洲庁舎：1階フェスパ内（9時15分～17時30分）

○「大阪府手数料（P o s）納付用連絡票」：PDFファイルを建築振興課ホームページからダウンロードして添付してください。

⇒新規申請はこちら(<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/34201/00300046/pos-takkengyoushinki.pdf>)

※国土交通大臣免許の申請については、国土交通省の案内を確認の上、所定の印紙、領収書を貼付してください。

登録免許税納付書・領収証書、収入印紙又は証紙はり付け欄
(消印しないでください)

①大阪府知事免許の申請（新規・免許換え・更新）の場合

33,000円分の大阪府証紙

【手数料の具体的な納付方法】

Posシステムにより、手数料を納付いただきます。

○本庁（本館、別館及び咲洲庁舎）の手数料納付窓口（Posレジ）では、令和2年12月22日（火曜日）より、現金の他に一部のキャッシュレス（クレジットカード、電子マネー、スマートフォン決済）

によるお支払方法がご選びいただけます。

使用できる決済方法等、詳しくは会計局のホームページをご覧ください。

→ (<http://www.pref.osaka.lg.jp/kaikei/madoguchi/index.html>)

○納付窓口の設置場所及び取扱時間

- ・府庁本館：1階りそな銀行大手支店内（9時～17時：銀行営業時間と同じ）
- ・府庁別館：1階玄関ホール内（9時15分～12時、13時～17時30分）
- ・咲洲庁舎：1階フェスパ内（9時15分～17時30分）

○「大阪府手数料（Pos）納付用連絡票」：PDFファイルを
建築振興課ホームページからダウンロードして添付してください。

URL：<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/34201/00300046/pos-takkengyoushinki.pdf>

② 国土交通大臣免許の更新申請の場合

33,000円分の収入印紙

※収入印紙は都道府県の証紙と異なりますので、ご注意願います。

なお、収入印紙は、郵便局又は銀行等で購入可能です。

③ 国土交通大臣免許の新規申請の場合（免許換え新規含む）

国税収納を取扱う金融機関にて、大阪東税務署あて登録免許税として90,000円を納付し、その領収書原本を貼付すること。

法人の場合のみ記入。役員や他法人等も含め該当する者をすべて記入

(第二面)

1 6 0

100分の5以上の以上の株式を有する株主又は100分の5以上の額に相当する出資をしている者(法人の場合)

	受付番号	※	申請時の免許証番号	
		27	(1)	89900

商業登記簿謄本の発行済み株式の総数と照合(例)の場合は、謄本の発行総数は200株

52	フリガナ	サキシマ カス オ			
	氏名	咲洲 一夫			
	生年月日	S-12年12月12日			
	保有株式の数 (出資金額)	50株 (円)	割合	25%	
	市区町村コード	滋賀 都道府県 大津 市郡区 区町村			
	住所又は所在地	京町4-1-1			

52	フリガナ	サキシマ カス ヤ			
	氏名	咲洲 一也			
	生年月日	S-22年02月02日			
	保有株式の数 (出資金額)	50株 (円)	割合	25%	
	市区町村コード	大阪 都道府県 大阪 市郡区 住吉 区町村			
	住所又は所在地	帝塚山東2-1-44			

52	フリガナ	カフ シキカ イシャ オオサカ ショウシ			
	氏名	株式会社 大阪商事			
	生年月日	年 月 日			
	保有株式の数 (出資金額)	100株 (円)	割合	50%	
	市区町村コード	大阪 都道府県 大阪 市郡区 中央 区町村			
	住所又は所在地	船越町2-2-1			

確認欄
*

確認欄
*

確認欄
*

100分の5以上の株主又は出資者

- (1) この面は申請者が法人の場合に記入
- (2) 1枚に書ききれない場合、同じ様式により追加記入
- (3) 「割合」の欄には、次により求められる数字を記入してください。

- ① 株式会社の場合…………… $\frac{\text{保有株式数}}{\text{発行済株式総数}} \times 100$
- ② その他の法人の場合…………… $\frac{\text{出資金額}}{\text{出資総額}} \times 100$

略歴書

- (1) 略歴書の作成が必要な人（同一人が2職以上兼ねる場合は1枚で可）は、
 - ・ 代表者
 - ・ 役員（取締役、監査役、理事、監事、執行役など）
 - ・ 政令第2条の2で定める使用人
 - ・ 専任の宅地建物取引士
 - ・ 相談役及び顧問
- (2) 1枚に書ききれない場合は、同じ様式により追加してください（この場合1枚ずつ署名）

- (3) 記載上の注意
 - ・ 最終学歴終了後、現在に至るまでの就職先名・就任先名及び勤務内容（営業・経理・総務等）役名（代表取締役・顧問・監査役等）を記入してください。
 - ・ 職歴を省略しないこと。
 - ・ 無職等のある場合、その期間を記入のこと
 - ・ 最終学歴は記入不要（在学中の場合のみ、その旨を記入）
 - ・ **今回の申請に係る職名等は必ず記入すること**
 - ・ **役員で非常勤の場合は、その旨記入すること**
- (4) **法人代表者が同一建物内ある2法人以上の代表を兼務しているときは、常勤できることがわかる書類**（誓約書（見本1参照）等）を添付してください。
ただし、法人代表者が専任の取引主任者を兼ねている場合は兼務は不可。

（見本1）

(A4)
誓約書
大阪府知事 様
私は、(株)●●及び(株)××の代表取締役を兼ねておりますが、下記の理由により宅地建物取引業の代表権行使に支障がないことを誓約します。
記
(例) 上記2法人は同じビル内にあるため
令和 年 月 日
氏 名

専任の宅地建物取引士の常勤性・専任性の確認方法について

(R2.4.1改正)

大阪府では、専任の宅地建物取引士の常勤性・専任性を確認するため、申請にあたり、誓約書等の提出が必要です。(大阪府宅地建物取引業法施行細則第2条第1項第3号)

なお、専任の宅地建物取引士(就任予定を含む)の従事状況により、別途申立書等の書面の提出を求める場合があります。

1. 【基本的な提出書類】

①「宅地建物取引業法第31条の3第1項に規定する専任の宅地建物取引士の設置等に係る誓約書」

※専任の宅地建物取引士3名ごとに1部必要です。

②「専任の宅地建物取引士の宅地建物取引士証の写し」

※全員分必要です。

2. 【従事状況により必要な書類】

	専任の宅地建物取引士の従事状況	必要な書面
1	【免許申請(新規)のみ】 新規免許申請者(法人)が宅地建物取引業以外の業種を兼業している場合において、専任の宅地建物取引士が建設業法等、他の法令による専任を要する業務に従事している場合。 (建設業の経営業務の管理責任者、専任の技術者 等)	○上記①+②に加え、「法令による専任業務の兼務に関する申立書」 ※指定様式はありません。 宅建業の専任の宅地建物取引士として想定される業務量(例:○H/週等)と、他の法令による専門業務に従事している業務量をそれぞれ具体的に記載した上で、両方の業務に支障なく従事できる旨を記載した書面を提出してください。 (申請者(法人の場合は代表者)と専任の宅地建物取引士の署名又は記名押印が必要)
2	【免許申請(新規・更新)、業変更届時】 専任の宅地建物取引士が行政書士業、司法書士業等の自由業に従事している場合。 (個人事業として兼業している場合のみ。他の法人等に雇用されている場合は自由業とはみなされません)	○上記①の代わりに「専任の宅地建物取引士自由業兼業に関する申立書」 ※指定様式による。
3	その他免許申請・業変更届出書審査に必要な場合。	○必要に応じて求める書面

法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

- 申請者が法人である場合のみ添付してください（個人は不要です）。
- 本店所在地の法務局または支局等の登記官が発行した法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）であることを確認してください。
- 申請日現在で、発行後3ヶ月以内のものを添付してください。

■ 登記内容と申請書記載事項との確認

商号の記載は、合致していますか	第一面・項番 <input type="text" value="11"/>
本店所在地の記載は、合致していますか	第三面・項番 <input type="text" value="31"/>
資本金額の記載は、合致していますか	第一面・項番 <input type="text" value="13"/> 添付書類(4)第二面・項番 <input type="text" value="52"/>
目的欄に宅建業を行う旨、記載されていますか	
役員の名、住所、就退任日の記載は、合致していますか	第一面・項番 <input type="text" value="12"/> 第二面・項番 <input type="text" value="21"/> 添付書類(6)略歴書
従たる事務所を支店に開設している場合、支店名、所在地は合致していますか	第三面・項番 <input type="text" value="31"/> 従たる事務所

- 現行の謄本で事務所所在地や役員の名就退任の変更日が確認できない場合、除去部分の閉鎖謄本が必要となります（更新申請、変更届の時のみ）。
- 組合などの法人については、別途、役員名簿（様式指定なし。職名、氏名、就任日を記載したもの）を添付してください。

様式第二号（第一条の二関係）

とじ順5 (A4)

新規・・・「新規」とのみ記入
（法人成りも新規）
更新・・・当初の免許年月日と
免許権者を記入

添付書類（1）
（第一面）

更新の場合、申請直前
の5年間の事業年度に
ついて記入

宅地建物取引業経歴書

免許後、商号変更、法人の合併などがあった場合その旨記入

1. 事業の沿革

最初の免許	組織変更					
H〇年 6月6日	H〇年 4月1日	H 年月 日	年月 日	年月 日	年月 日	年月 日
大阪府	商号変更 ㈱建築振興不動 産より					

1 回目の更新の場合、始期は免許の有効期間開始日となります。

2. 事業の実績

イ. 代理又は媒介の実績（※「売買・交換」の欄の上段には売買の実績を、下段には交換の実績を記入）

期間	H〇年6月 7日から H〇年12月31日ま での1年間		H〇年1月 1日から H〇年12月31日ま での1年間		H〇年1月 1日から H〇年12月31日ま での1年間		H〇年1月 1日か らH〇年12月31日ま での1年間		H〇年1月 1日か らH〇年12月31日ま での1年間		
	種類 内容	売買・交換	貸借	売買・交換	貸借	売買・交換	貸借	売買・交換	貸借	売買・交換	貸借
宅 地	件数	10			5		10		5		
	価格 (千円)	500,000			200,000		500,000		150,000		
	手数料	15,000			6,000		15,000		4,500		
建 物	件数						30		20		
	価格 (千円)										
	手数料						####		2,400		
宅 地 及 び 建 物	件数						5		8		
	価格 (千円)						0		600,000		
	手数料						0		18,000		
合 計	件数						5	30	13	20	
	価格 (千円)	900,000			800,000		900,000		750,000		
	手数料	27,000	4,500		24,000	3,000	27,000	####	22,500	2,400	

■ 期限切れ、廃業後5年以内の新規申請の場合、免許の期間中の実績を記入
■ 免許換え新規申請の場合、現免許での実績を5年分記入
・ 法人は事業年度ごと
・ 個人は暦年ごと
・ 直前の申告期限が到来している年度分から、5年間遡る
・ 年度途中で決算期変更があり、そのために5年間分に満たない場合は、6期分以上必要となる。
・ 決算書の各該当科目と照合し、記載金額に漏れや、誤記がないかを確認する

(第二面)

ロ. 売買・交換の実績

種 類		期 間	H〇年6月7日から	H〇年1月1日から	H〇年1月1日から	H〇年1月1日から	H〇年1月1日から
			H〇年12月31日ま での1年間	H〇年12月31日ま での1年間	H〇年12月31日ま での1年間	H〇年12月31日ま での1年間	H〇年12月31日ま での1年間
売 却	宅 地	件 数	8	6	15	8	6
		価格(千円)	600,000	500,000	1,200,000	600,000	500,000
	建 物	件 数					
		価格(千円)					
	宅地及 び建物	件 数	7	9	11	7	9
		価格(千円)	700,000	1,100,000	1,200,000	700,000	1,100,000
合 計	件 数	15	15	26	15	15	
	価格(千円)	1,300,000	1,600,000	2,400,000	1,300,000	1,600,000	
購 入	宅 地	件 数	10	5		10	
		価格(千円)	500,000	300,000		500,000	
	建 物	件 数					
		価格(千円)					
	宅地及 び建物	件 数	10	10		10	
		価格(千円)	700,000	600,000		700,000	
合 計	件 数	20	15		20		
	価格(千円)	1,200,000	900,000		1,200,000		
交 換	宅 地	件 数					
		価格(千円)					
	建 物	件 数					
		価格(千円)					
	宅地及 び建物	件 数					
		価格(千円)					
合 計	件 数						
	価格(千円)						

備考

- 1 新規に免許申請する者は、「最初の免許」の欄に「新規」と記入すること。
 - 2 「組織変更」の欄には、合併又は商号変更若しくは組織変更について記入すること。
 - 3 「期間」の欄には、事業年度を記入すること。
 - 4 「売買・交換」の欄には、上段に売買の実績を、下段に交換の実績を記入すること。
- ※ 「事業の実績」は、個人申請にあっては暦年により記入することとし、法人にあっては決算書類に符号させて記入すること。

経歴書

1 事業の沿革

- (1) 「最初の免許」欄には
 - ・新規申請——「新規」と記入
 - ・更新申請——最初の免許年月日と免許権者（大阪府の場合は「大阪府」）を記入
 - ・免許換え申請——免許換え前の免許権者と免許年月日を記入
- (2) 「組織変更」の欄は
 - ・新規申請——記入不要
 - ・更新申請——商号変更、法人の合併、資本金の増資などがあつた場合、その年月日とその旨を記入

2 事業の実績

- (1) 「期間」の欄には
 - ・新規申請——記入不要
 - ・更新申請——申請直前5年間の事業年度ごとに記入
 - 法人…定款に定めている事業年度を1期とする。
 - 個人…1月1日～12月31日までを1年間とする。

※直近1年間の期間は、**とじ順6**貸借対照表及び損益計算書、**とじ順8**法人税または所得税の納税証明書の期間と必ず一致すること。
- (2) 「価額」及び「手数料」は消費税額を除いた額を千円単位で記入（千円未満は切り捨て）
 - ・新規申請斜線を引く
 - ・更新申請実績がない年は斜線を引く
- (3) 「宅地及び建物」の欄は、いわゆる土地つき住宅について記入（区分所有マンションもこの欄に記入）
- (4) 実績は決算書に符号させてください。
ただし、兼業の場合は、宅建業のみの実績を記入してください。
- (5) 賃貸住宅の更新手数料及び駐車場の手数料は、実績欄には入れないでください。
- (6) 「代理又は媒介の実績」の件数及び手数料の欄は2段になっています。上段に売買、下段に交換の実績をそれぞれ記入してください。
- (7) 決算期を変更したときは、その変更にあわせて記載してください。
※5年で5期以上の時は、同じ様式で追加すること。

3 その他

- (1) 期限切れ、廃業後の5年以内の新規申請の場合は、前免許期間中の実績を記入。
- (2) 実績が1年間以上ない年がある場合は、「申立書」（実績はないが、その間も宅建業を営んでいた旨の内容）を提出（次ページ見本2参照）。

(見本2)

(A4)

申 立 書

年 月 日

大阪府知事 様

所 在 地
商号 (名称)
代表者氏名

○年○月○日～ ○年○月○日の○年間について、宅建業を
営んでいましたが、下記の理由により、売買、仲介の実績はありません
でした。

記

(例) 引き合いは多数あったものの金額等の折り合いがつかず、
契約には至らなかったため。

※ この「申立書」は宅建業の実績がなかった期間について、宅建業を休業して
いたのではない旨を確認するために提出していただくものです。

貸借対照表及び損益計算書

貸借対照表及び損益計算書

- (1) 法人申請の場合のみ、申請日の直近1年分を添付（社名を記載のもの・証明印は不要）。
- (2) 期間については「とじ順5 宅地建物取引業経歴書」の直近の1年、及び「とじ順8 法人税の納税証明書」の証明の期間と一致すること。
- (3) 新規申請で、法人を設立して未だ第1期分の決算が完了していない場合は、下記の理由書（見本3）及び開始貸借対照表（見本4）を作成し、添付のこと。

(見本3)

(A4)
理 由 書
大阪府知事 様
<p>当社は、○年○月○日に設立し決算日が○月○日のため、未だ第一期の決算期が到来しておらず、貸借対照表及び損益計算書並びに法人税の納税証明書が添付できません。</p>
年 月 日
所 在 地 商号又は名称 代 表 者

(見本4)

(A4)																
開 始 貸 借 対 照 表																
○年○月○日現在																
(単位円)																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">資 産</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">負 債 資 本</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">科目</th> <th style="width: 35%;">金 額</th> <th style="width: 15%;">科目</th> <th style="width: 35%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現金</td> <td style="text-align: right;">5,000,000</td> <td>資本金</td> <td style="text-align: right;">5,000,000</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">5,000,000</td> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">5,000,000</td> </tr> </tbody> </table>	資 産		負 債 資 本		科目	金 額	科目	金 額	現金	5,000,000	資本金	5,000,000	合計	5,000,000	合計	5,000,000
資 産		負 債 資 本														
科目	金 額	科目	金 額													
現金	5,000,000	資本金	5,000,000													
合計	5,000,000	合計	5,000,000													
上記のとおり相違ありません。																
×年×月×日																
所 在 地 商号又は名称 代 表 者																

個人申請の場合のみ

添付書類(7)

資産に関する調書

○年 ○月 ○日現在

資 産	価 格 (円)	摘 要
資 産	円	
現金預金	5,000,000	
有価証券	100,000,000	
未収入金		
土 地	500,000,000	申請者が時価で見積 って記入する
建 物	50,000,000	
備 品	8,000,000	
権 利		
そ の 他		
計	663,000,000	
負 債		
借入金	5,000,000	
未払金		
預り金		
前受金		
そ の 他		
計	5,000,000	

備 考

- 1 この調書は、個人の業者のみが記入すること。
- 2 「権利」とは、営業権、地上権、電話加入権その他の無形固定資産をいう。

資産に関する調書

- (1) この書面は、申請者が個人の場合のみ使用し、法人の場合は不要です。
- (2) 資産・負債ともに他の事業の用に供するものや私生活に供するものも含めてください。
- (3) 「資産」の土地、建物、備品、権利の価格欄は、時価評価価格などを記入してください。

納 税 証 明 書

(その1)・納税額等証明用)

住所（所在地） 大阪市中央区大手前2丁目1-22
 氏名（名 称） 株式会社 建振プランニング
 代表者 代表取締役 咲洲 太郎

個人免許業者については、税目は「申告所得税」となります。

税目	法人税		納付すべき税額		
	申告額	厚生・決定後の額	納付済額	未納税額	法廷納期限等
年度及び区分	円	円	円	円	円
(自) ○年4月1日 (至) ○年3月31日					
本税	¥134,000-	*****	¥134,000-	¥*****	*****
	以	下	余	白	
	直前の1年度分で、添付の貸借対照表及び損				
(備考) ○上記の「更正・決定後の額」欄に記載額のないものは、今後税務署又は国税局（国税事務所）の調査により申告額を減少させ、又は増加させる更正が行われることがあります。					

第 ○ ○ ○ 号

上記のとおり、相違ないことを証明します。

×年×月×日

○○ 税務署長

財務事務官○○○○印

法人税・所得税の納税証明書

この書面は、申請者の納税地の税務署長が発行（法人（所得）税額の証明書で様式その1）したもの。

※府税事務所ではありません。

この書面は、申請者が法人である場合は、法人税の申請直前1年の各事業年度における納付すべき額及び納付税額を証明したもの。申請者が個人である場合は、申請直前1年の所得税を証明したもの。

申請前3ヶ月以内のものを添付。

とじ順5「宅地建物取引業経歴書」の直近1年の期間と、とじ順6「貸借対照表及び損益計算書」の期間と一致させること。

新設法人で第1期の決算期が未到来の場合は添付不要。

添付書類 (2)

誓約書

申請者、申請者の役員、令第2条の2に規定する使用人、
法定代理人及び法定代理人の役員は、法第5条第1項各号に
該当しない者であることを誓約します。

○年 ○月 ○日

商号又は名称 株式会社 建振プランニング

氏 名 代表取締役 咲洲 太郎

法定代理人
商号又は名称
氏 名

~~関東地方整備局長~~

大阪府知事 殿

誓約書

- この誓約書により、代表者が他の役員などを含め全員が宅建業法第5条第1項各号の欠格要件に該当しないことを誓約することとなります。
- ※ 法定代理人氏名の欄には、代表者が未成年の場合に法定代理人が記名してください。
- ※ **代表者や役員等が5年以内に禁固以上の刑に処せられ又は暴行等により罰金刑に処せられているとき（執行猶予中の場合を含む。）は、免許できません（免許更新や変更届にあたって欠格事由が判明した場合は、現行免許を取り消すことがあります）。この手引き3ページの欠格要件（免許を受けられない者）を参照し、事前によく確認してください。**

添付書類 (3)

専任の宅地手者取引士設置証明書

下記の事務所は、宅地建物取引業法第31条の3第1項に規定する要件を備えていることを証明します。

○年○月○日

大阪府知事殿

商号又は名称 株式会社 建振プランニング

氏名 代表取締役 咲洲 太郎
(法人にあっては、代表者の氏名)

記

添付書類(8)の名簿の人数と一致
従事者数5人に1人の割合で専任が必要。

事務所の名称	所在地	専任の宅地建物取引士の数	宅地建物取引に従事する者の数
本店	大阪市住之江区南港北1-14-16	2名	7名
谷町営業所	大阪府中央区船越町2-2-1	1名	5名
		名	名
		名	名

専任の宅地建物取引士設置証明書

この専任の宅地建物取引士設置証明書により、代表者は当該事業所のすべてについて証明することとなります。

「宅地建物取引業に従事する者の数」の欄には、「宅地建物取引業に従事する者の名簿」に記載されている者の数と同じ人数が記入されます。この人数は「専任の宅地建物取引士」を含みます。

添付書類 (8)

(A4)

1 7 0

宅地建物取引業に従事する者の名簿

受付番号

*

申請時の免許証番号

27 (1) **89999**

宅地建物取引士は必ず登録番号を記載
専任の宅地建物取引士は前に○
取引士以外は何も記入しない

事務所の名称 **本店**

従事する者 7 名 うち専任の取引主任者 2 名

項番

61

業務に従事する者										
氏名	生年月日	性別	従業者証明書番号	主たる業務内	宅地建物取引士であるか否かの別					
1 咲洲 太郎	S 2 2 0 2 0 2	1.男 2.女	9106A01	表取締	〔大阪6000〕					
2 咲洲 花子	S 1 2 0 3 0 4	1.男 2.女	9106A02	取締	○ 〔大阪4444〕					
3 住之江 清子	S 4 7 0 7 0 7	1.男 2.女	9106A04	取締	〔()〕					
4 海野 博	S 4 5 0 6 0 7	1.男 2.女	9106A05	営業	○ 〔兵庫45678〕					
5 天保山 のぞみ	S 4 4 0 3 1 4	1.男 2.女	9204A06	〃	〕					
6 南港 茂	S 4 5 1 0 1 0	1.男 2.女	9304A07	経理	〕					
7 住之江 宏	S 4 8 0 9 0 5	1.男 2.女	9304A08	総務	〕					
8		1.男 2.女			〔()〕					
9		1.男 2.女			〔()〕					
10		1.男 2.女			〕					
11		1.男 2.女			〕					
12		1.男 2.女			〕					
13		1.男 2.女			〕					
14		1.男 2.女			〔()〕					
15		1.男 2.女			〔()〕					
16		1.男 2.女			〔()〕					
17		1.男 2.女			〔()〕					
18		1.男 2.女			〔()〕					
19		1.男 2.女			〔()〕					
20		1.男 2.女			〔()〕					
21		1.男 2.女			〔()〕					
22		1.男 2.女			〔()〕					
23		1.男 2.女			〔()〕					
24		1.男 2.女			〔()〕					
25		1.男 2.女			〔()〕					

「従業者証明番号」は、前4ケタは初めて宅建業で従事した年と月を表し、次に本店・支店の別をアルファベットで表し、その次に事務所ごとの従業者の番号となります。
【例】2011年4月1日に本店で8番目に雇用された人
⇒11 04 A 08
年 月 本店 8番目に雇用

役員の場合は役職名を、その他の従業員の場合には、経理、営業事務、営業など具体的に記載

宅地建物取引業に従事する者の名簿

(1) この面は、免許申請書「第三面」で記載した事務所ごとに作成してください。事務所ごとに整備する「従業者名簿」と申請日時点で、内容が合致していなければなりません。

(2) 1枚に書ききれない場合及び従たる事務所がある場合は、この様式を建築振興課のホームページから複数枚出力後、追加記入してください。

(3) 「宅建業の業務に従事する者」については、個人業者本人や法人業者の代表者、直接営業に従事する者は必ず含まれます。

宅建業のみを営んでいる（専業）業者の場合、常勤役員の全てが含まれるほか、庶務・経理などの一般管理部門に従事する者も含まれます。

継続的な雇用関係にある者であれば、パートタイマーなど形態を問わず、宅地建物の取引に直接関係する業務に従事する者は含まれます。

他に兼業を営んでいる業者の場合、宅建業と兼業業務との業務量を斟酌して判断します。

具体的には、宅建業を主としている者は業務に従事する者に含まれます。また、庶務・経理などの一般管理部門の者も兼業の業務比率に応じて、業務に従事する者に含まれます。

例：建設業と宅建業を1：2の割合で営んでいて、会社に経理が9人いた場合、宅建業に従事する者は9人×3分の2で、6人となります。

※ 監査役は従事者となることができません。

(4) 「従業者証明書番号」の欄は、前4桁は当該宅建業者のもとで従事することとなった年（西暦年の下2桁）と月（採用月の2桁）を表します（新規免許申請の場合は免許予定の年月となります）。

採用月が1桁の数字の場合、前に「0」を付けてください。

第5桁以降には、本店・支店の別をアルファベットで区分し、その次に事務所ごとの従業者の番号となります。なお、使用済みの従業者証明書番号は再度使用できません。

〔「従業者証明書番号」の付し方の例〕

① A社本店のみの場合

平成17年（2005年）4月に雇用された者で当該事務所における整理番号が5番である者の場合、「0504A05」の7桁となります。

③ A社本店・B支店がある場合

A社本店・B社支店と分けた番号とし、A社本店にて新たに1名を採用した場合、過去の退職者の番号は欠番のままにし、新たに「連番号」をつけます。

【A社本店】

「0503A01」

「~~0503A02~~」・・・1名退職により欠番

「0504A09」・・・新規採用者の番号

【A社支店】

「0503B01」

「0503B02」

(5) 「主たる職務内容」の欄は、「代表取締役」「取締役」「営業」「経理」「総務」「事務」などに分類し、具体的に記入してください。

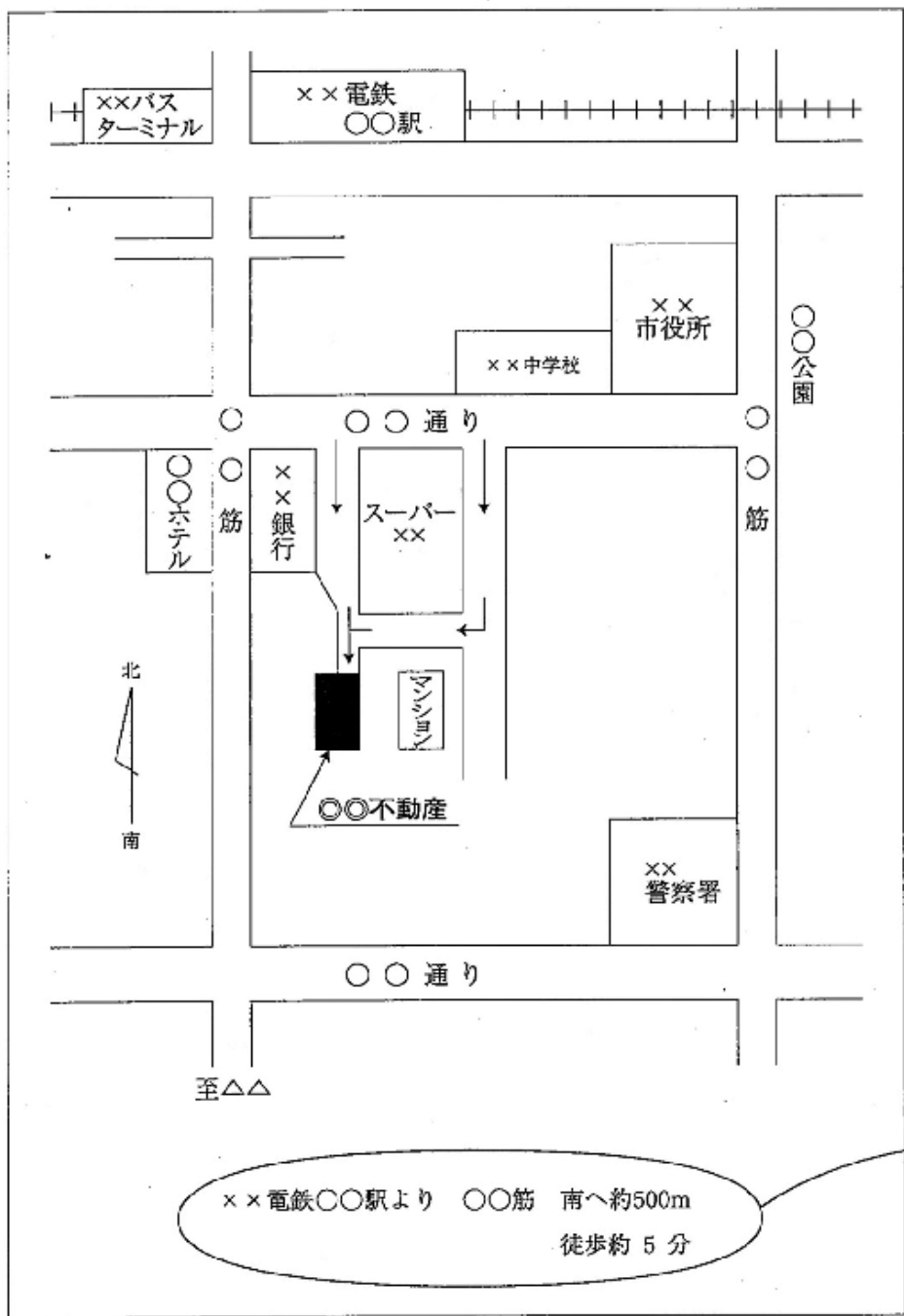
(6) 「宅地建物取引士であるかの別」の欄には、次により記入してください。

専任の宅地建物取引士・・・○印をつけ、〔〕内に登録番号を記入

専任以外の宅地建物取引士・・・〔〕内に登録番号を記入

宅地建物取引士でない者・・・記入不要

事務所付近の地図



■事務所ごとに作成してください。

■最寄駅（鉄道・バス等）から事務所までの道順を記入してください。

この際の途中の目印、目標となる建物等を記入するとともに、方位及び駅からの距離並びに徒歩による所要時間を余白に合わせて記入してください。

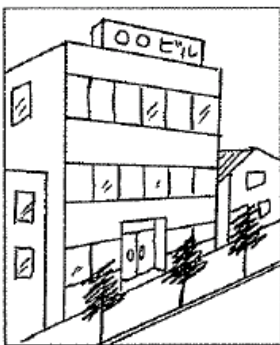
事務所は、社会通念上事務所として認識される程度の独立した形態を備えなければなりません。

そのため、事務所は継続的に業務を行うことができる施設で、かつ独立性が保たれる必要があり、他業者と同一事務所内に同居している場合、自宅を事務所として使用する場合、またはテント張りの施設やホテルの室を事務所として使用する場合は認められません。

ただし、固定式で高さ170cm以上のパーテーション等により仕切られ、原則として他の事務所部分を通らずに、当該事務所に直接入れる場合を除きます。

- カラー写真（「ポラロイド写真」等、印画紙と現像剤と一体となったものは避けてください）でサービス版程度の大きさ（デジカメで撮影しプリンターで印刷したもので、カラーで鮮明であれば可）
- 申請時点で6カ月以内に撮影したもの。
- 写真は切らないこと。ただしつなぎ合わせる場合を除く。
- 必要に応じて追加を指示する場合があります（室内の状況が不明な場合等）。
- 写真の縦横方向は、撮影、添付とも随意

（１）建物の全景外部

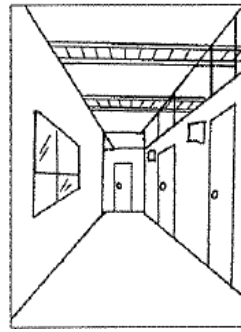
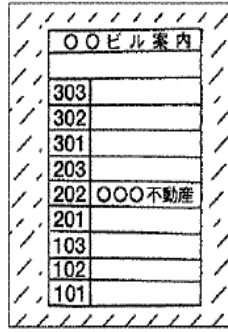
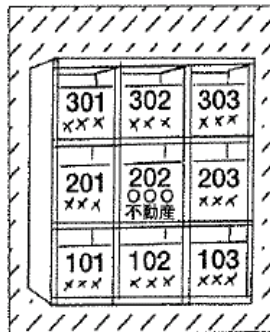
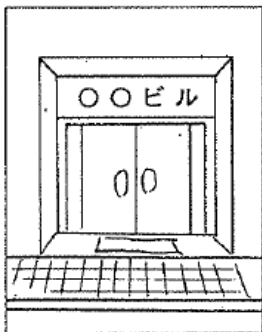


- なるべく離れて、隣接建物の一部も含まれるように撮ってください。

注）新規の場合は商号、住所、電話番号以外は掲示しないでください。

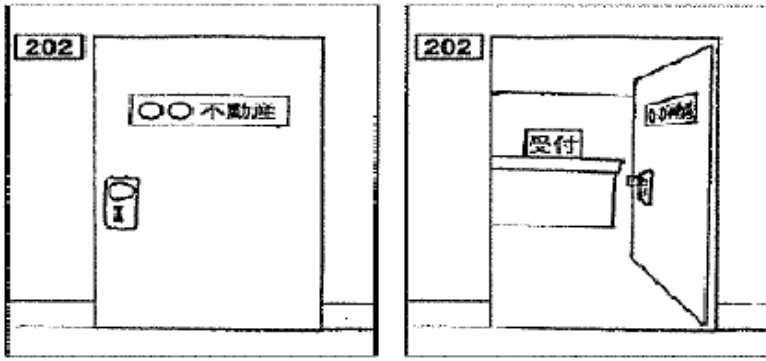
一枚に収まらないときは、境目が重なる様に2枚以上にわけて撮っても構いません（但し、重なる部分は、のり付けしないこと）。

（２）建物の入り口



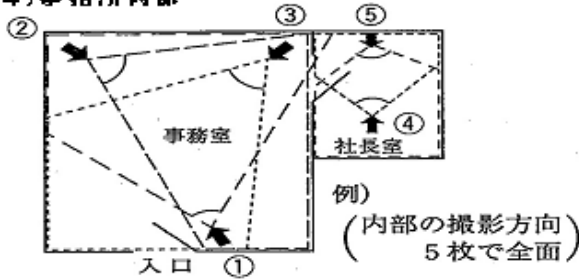
- メールボックス・テナント表示等の階数分かる写真を撮ってください。
- 他業者と同一事務所内に同居している場合、または、自宅を事務所として使用する場合は、平面図を添付の上、共通の入口と事務所の入口の両方の写真が必要です。また、事務所内が明確に仕切られていることが分かる写真が必要です（廊下部分や共有スペース等の写真を求める場合もあります）。

(3) 事務所の入り口



- ドアを閉めた状態と半開き（半ドア）状態でかつ中を見通せるもの。
 - 商号又は名称（申請どおり）を掲示したもの（法人の場合は商業登記のとおり）。
 - 部屋番号の表示がある場合、その表示も撮影する。
- （注）新規申請の場合は商号、住所、電話番号以外掲示できない（売買・仲介の表示や不動産の広告等で免許の有無に関するもの）。

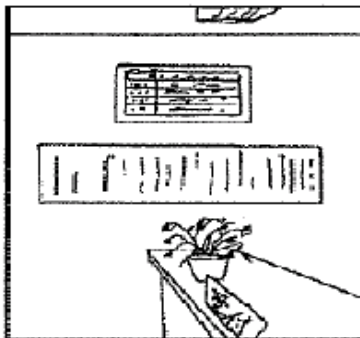
(4) 事務所内部



※写真に番号をつけ、その番号と撮影した方向を矢印で記入した平面図または間取り図を添付

- 事務所内全体の禁がりが分かるように多めに撮影してください。
 - 事務机、ロッカー、応接場所及び電話等の設置状況や業者票、報酬額表の掲示状態がわかるもの。
 - ブラインド、カーテン等はあけた状態で撮影して下さい。
 - 更衣室・休憩室・給湯室等営業に関わらない別室は不要。
- （注）新規の場合は、業者票、報酬額表の掲示はできない。

(5) 業者票・報酬額表



宅地建物取引業者票	
免許証番号	国土交通大臣 (3) 07654 大阪府知事
免許証有効期間	平成〇年〇月〇日から 平成〇年〇月〇日まで
商号又は名称	株式会社 〇〇不動産
代表者氏名	建 振 太 郎
営業する事務所 の所在地	宅 地 花 子 大阪市中央区大学前2-1 03-0941-0001

- 来訪者に見やすい場所に掲示したもの。
- 判読できるもの（判読できない場合は、別に大写しにして下さい）。

申請時点での現免許の内容と合致したもの。ただし、免許換え（知事→大臣/大臣→知事）及び個人→法人の場合は旧（異動前）の業者票を掲示していること。

（注）新規及び免許換え（他府県→大阪府）の場合は不要。

(6) 平面図・間取り図

事務所の概要や独立性が確認できるよう、平面図または間取り図に写真につけた番号と撮影した方向を矢印で記入して添付する。